

公正取引委員会によるフリーランス法に基づく勧告について

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長兼執行役員社長 小池 信也）は、本日、公正取引委員会より、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」といいます。）に基づく勧告（以下「本勧告」といいます。）を受けました。

あわせて、本日、総務省より、以下のとおり行政指導を受けました。

（1）本勧告に従い、早急に所要の改善措置を講ずること。

（2）本勧告に従い講じた改善措置の実施内容について、総務省に対して報告を行うこと。

本件につきまして、弊社のお取引先さまをはじめとする関係の皆さまにご不安とご心配をおかけしましたこと、深くお詫びを申し上げます。

信頼回復のため、本勧告を真摯に受け止め、再発防止に取り組んでまいります。

1 違反の内容

（1）郵便物等配達業務等委託契約関係

2024 年 11 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの間、22 名の特定受託事業者（以下「フリーランス」といいます。）の方々に、フリーランスの給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項（フリーランス法第 3 条第 1 項に規定するものをいいます。以下「明示事項」といいます。）のうち給付の内容の一部（荷物等の車両への積込み業務、集荷荷物等および配達できなかった荷物等の車両からの取り卸し業務ならびに再配達連絡受付の対応業務）を事前に書面または電磁的方法で明示しなかったことにより、同法第 3 条第 1 項（取引条件の明示義務）に違反しました。

（2）請求書払（※）関係

2024 年 11 月 1 月から 2025 年 6 月 30 日までの間、145 名のフリーランスの方々に、明示事項の全部または一部を事前に書面または電磁的方法で明示しなかったことにより、同法第 3 条第 1 項（取引条件の明示義務）に違反しました。

うち 140 名のフリーランスの方々に対し業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該フリーランスの方々の給付を受領した日または当該フリーランスの方々から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかったことにより、同法第 4 条第 5 項（報酬を支払期日までに支払う義務）に違反しました。

※ 取引金額が一定の金額を下回る取引（書面による契約書の取り交わしが必要な取引を除きます。）において、お取引先さまからのご請求に基づいて代金等を支払うことをいいます。

2 違反の原因

（1）郵便物等配達業務等委託契約関係

契約の締結に用いるために作成した契約書のひな形における給付の内容に関する記載の確認が不十分であったことが主な原因と考えております。

（2）請求書払関係

フリーランスの方々とお取引する際は事前に取引条件を示すよう、社内ルールをフリーランス法に適合するよう改めておりましたが、その内容や表現がわかりにくかったこと、またフリーランス法や社内ルールに関する研修や周知徹底が不十分であったことが主な原因と考えております。

3 勧告の内容

(1) フリーランス法を遵守する体制を確立するため、以下の措置を講ずること。

① 次の事項を取締役会の決議により確認すること

ア フリーランス 167 名（郵便物等配達業務等委託契約関係および請求書払関係）に対し業務委託をした際に、直ちに、明示事項を、書面または電磁的方法により当該フリーランスに対し明示しなかったことは、フリーランス法第 3 条第 1 項の規定に違反するものであること

イ 今後、フリーランスに対し業務委託をした場合は、直ちに、明示事項を、書面または電磁的方法により当該フリーランスに対し明示すること

ウ フリーランス 140 名（請求書払関係）に対し業務委託をした際に、フリーランス法第 4 条第 2 項の規定によりみなされた支払期日までに報酬を支払わなかったことは、同条第 5 項の規定に違反するものであること

エ 今後、フリーランスに対し業務委託をした場合は、当該フリーランスに対し、フリーランス法第 4 条第 1 項の規定により定められた支払期日までに報酬を支払うこと

② 2024 年 11 月 1 日から 2026 年 9 月 2 日までの間に、フリーランス 167 名（郵便物等配達業務等委託契約関係および請求書払関係）に対し業務委託をした内容と同種または類似の内容の業務委託をしたフリーランスに係る取引について、フリーランス法第 3 条第 1 項および第 4 条第 5 項の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には、フリーランスに係る取引の適正化のために必要な措置を講ずること

③ 今後、以下について、自社の役員および従業員に対するフリーランス法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること

ア フリーランスに対し業務委託をした場合は、直ちに、明示事項を、書面または電磁的方法により当該フリーランスに対し明示すること

イ フリーランスに対し業務委託をした場合は、当該フリーランスに対し、フリーランス法第 4 条第 1 項の規定により定められた支払期日までに報酬を支払うこと

(2) 本勧告を受けたことおよび勧告書の内容ならびに(1)に基づいて採った措置を自社の役員および従業員に周知徹底すること。

(3) 本勧告を受けたことおよび勧告書の内容ならびに(1)および(2)に基づいて採った措置をお取引先であるフリーランスに通知すること。

(4) (1)から(3)までにに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

4 再発防止策

(1) 郵便物等配達業務等委託契約

- ・ 給付の内容を適切に明示できるよう契約書を改め、2026 年 11 月末を目途として全てのお取引先さまと変更契約の締結に向けた協議を実施します。

(2) 請求書払

- ・ 2025 年 12 月、お取引先さまがフリーランスに該当しない場合を含め、原則として、事前に全ての明示事項を含む取引条件が記載された発注書等を交付するよう運用ルールを改めました。また、2026 年 2 月、社内規程を改正しました。
- ・ 周知徹底のため、フリーランス法の趣旨、社内規程等に関する研修を継続的に実施しています。
- ・ 今後とも社内研修を継続的に実施するとともに、遵守状況に関するモニタリングを実施します。

5 人事処分

本件は、法令遵守体制の構築が不十分であり、その結果、会社運営に重大な支障をきたしたことに對し、以下のとおり、本社の責任者に対して処分を実施しました。

区分	役職	量定	人数
本社	役員	厳重注意	2 人
	部長等	訓戒	2 人

弊社とのお取引に関するお問い合わせやご相談につきましては、事実関係を確認の上、誠実に対応いたします。

今後とも、フリーランスの方々が安心して働く環境を整備するための法律であるフリーランス法の遵守を徹底するため、再発防止策にしっかり取り組んでまいります。

(参考) 本勧告においてフリーランス法に違反したとされた取引の内訳

区分		お取引先さまの人数		お取引（業務委託）の内容
			社内調査	
郵便物等配達業務等委託契約		22 (22)	—	郵便物等の配達業務等
請求書払	本社	20 (21)	20 (21)	有識者懇談会への出席、研修の実施、 図案の作成監修
	支社	96 (140)	96 (140)	有識者懇談会への出席、研修の実施、 チラシの作成、什器等の修理、合鍵の 作製、植栽の剪定、イベントへの出演、 イラスト等の作成 等
	郵便局	30 (30)	—	除雪、除草、郵便ポストの塗装
	合計	145 (191)	115 (161)	
総計		167 (213)	115 (161)	

- 注 1 括弧内は、お取引の件数です。請求書払について一部のお取引先さまと複数の取引を行ったため、お取引先さまの人数と一致しません。
- 注 2 「社内調査」は、うち 2024 年 11 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの間に、本社および支社において行った請求書払を対象として実施した社内調査によりフリーランス法に違反するおそれがあることが判明した取引（本社：22 名（23 件）、支社 202 名（357 件）、合計 223 名（380 件））に該当するもの（内数）です。
- 注 3 請求書払について「本社」と「支社」の間でお取引先さま（1 名）が重複します。

以 上

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社
お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-23-28-86（フリーダイヤル）
携帯電話からご利用のお客さま
0570-046-666（通話料はお客さま負担です）

<ご案内時間>

全日 8:00～21:00
ガイダンスが流れますので、「*」のあとに
「1」を選択してください。
おかけ間違いのないようご注意ください。